

小笠原に観光等で行かれる皆様へ

小笠原諸島の国有林は、小笠原独自の進化を遂げた多くの希少な動植物が生息・生育していることから、そのほとんどを「森林生態系保護地域」に指定し固有の生態系を保護しています。

この森林生態系保護地域（父島、南島及び母島）に観光等の目的で立ちに入る場合には、森林の利用と生態系の保護との調整を図るために、講習を受けたガイド等の同行が必要ですでの、詳しくは、小笠原諸島森林生態系保全センターにお問い合わせください。

また、父島、南島以外の父島列島、母島以外の母島列島、聟島列島、火山列島及び西之島の森林生態系保護地域（海岸を除く）については、観光等の目的では立ち入りできませんので、貴重な生態系の保護にご協力をお願いします。

なお、聟島については、観光等の目的での立ち入りの可否について、小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会で検討中です。

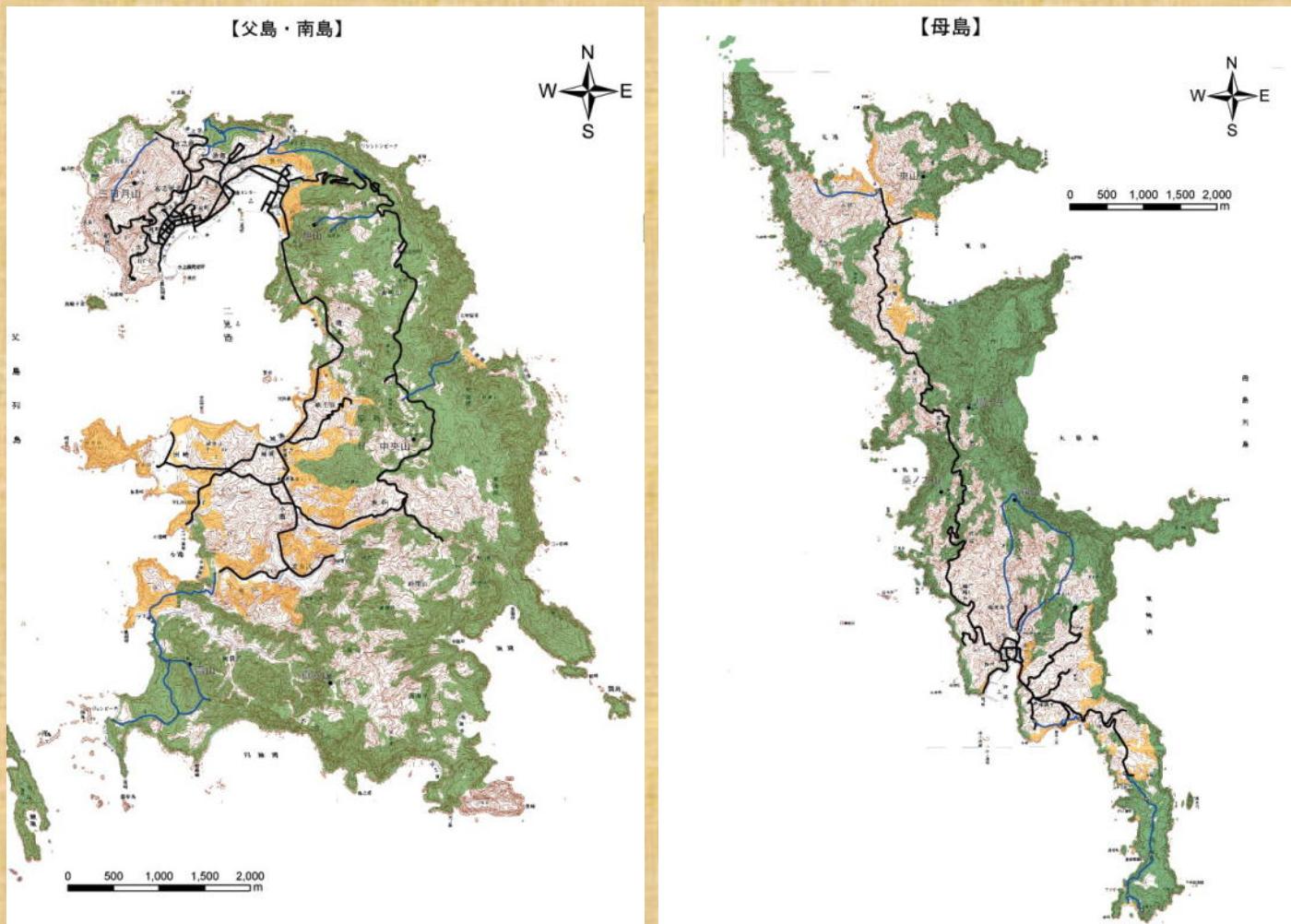


アカガシラカラスバト



ムニンノボタン

講習を受けたガイド等の同行が必要な区域（下の図の車道、一般の利用に供する歩道、海岸を除く緑色及び黄色の区域）



ハハジマノボタン

凡例	
項目	配色
保存地区（コアゾーン）	緑色
保全利用地区（バッファーゾーン）	オレンジ色
車道	黒線
一般の利用に供する歩道	青線



シマホルトノキ



問い合わせ先

関東森林管理局小笠原諸島森林生態系保全センター
小笠原総合事務所国有林課

電話：04998-2-3403

電話：04998-2-2103